

「高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間」に入ります！

熊本県では、毎年11月から翌年4月末までの期間、本病の発生予防及び早期発見などの防疫対策の強化に努めています。昨シーズン、国内では**18県52事例の高病原性鳥インフルエンザが発生し、殺処分羽数は過去最大の約987万羽**に上りました。

今シーズンにおいても、既に、ヨーロッパ等を中心に発生が報告されていることに加え、韓国では、鳥インフルエンザウイルスを保有した渡り鳥の飛来が既に確認されていることから、野鳥を介して、鳥インフルエンザウイルスが国内に侵入するリスクが非常に高いと考えられます。

鶏飼養者の皆様におかれましては、**飼養管理基準の遵守によるウイルスの農場内への侵入防止対策等の再確認を大至急お願いします。**

鳥インフルエンザの予防対策は、人や車両、野鳥等の野生動物を介したウイルスの侵入防止が重要です。家きん舎周囲には壁や金網の破損等のウイルスが侵入する経路が多く存在しています。ウイルス侵入の防止のため、今一度、点検・確認をお願いします。

予防対策の重要ポイント



- ①人・物・車両によるウイルスの持込み防止
- ・衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
 - ・衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
 - ・上記措置の記録

- ②野生動物対策
- ・防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
 - ・家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
 - ・上記措置の定期点検

周辺に水辺のある農場は①、②の予防対策を徹底

（リスクを減らす取組(季節を限って水を抜く、野鳥を寄せ付けないよう忌避テープを張るなど)が効果的)

11月は畜産環境月間です！

平成16年11月1日の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」本格施行を機会に、熊本県では11月を畜産環境月間と定めて、畜産環境保全に努めるように呼びかけています。

法に定める管理基準の適用を受ける飼養規模は次のとおりです。

牛、馬は10頭以上、豚は100頭以上、鶏は2,000羽以上

これらに該当する方は、次の事項を遵守する必要があります。

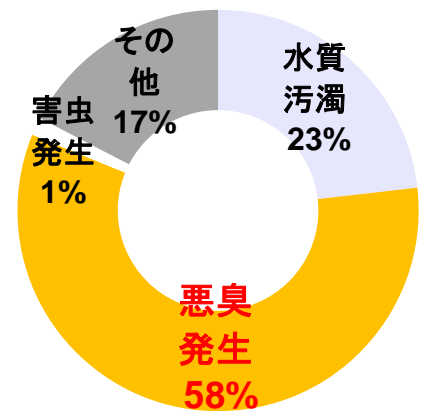
- ◆堆肥・尿処理施設の床を不浸透性材料(コンクリートやビニール等)で整備し、堆肥施設等には適当な被覆や側壁等を設けること。
- ◆堆肥化処理施設等の定期的な点検、補修、維持管理を行うこと。
- ◆家畜排せつ物の発生量や処理について記録をつけること。

※管理基準以下の経営においても適正に管理することが必要です

畜産環境への苦情の半数以上は、悪臭発生によるものです。

悪臭発生対策として、

- 畜舎からのふん尿の早期搬出
- 畜舎内外の清掃
- 適正な堆肥化・浄化处理
- 圃場での散布後の速やかな耕起



畜産経営に起因する苦情発生
令和元年7月～令和2年6月

畜産業において、家畜排せつ物を適正に管理することは義務となっています。地域に理解される畜産経営を目指しましょう。

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	型	発生地(国)	畜種	発生日
高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)	H5 H5N1 H5N5	ロシア ロシア 台湾	家禽 家禽 家禽	令和3年10月13日 令和3年9月16日 令和3年9月26日
アフリカ豚熱(ASF)		韓国	豚・野生イノシシ	令和3年10月6日

令和3年(2021年)11月1日現在

毎月20日はくまもと家畜防疫の日



定期的な消毒を実施しましょう！

